

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>第3章 防災組織</p> <p>災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るよう努める。</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1 町防災会議</p> <p>災害対策基本法第16条に基づき防災会議を設置するとともに、地域特性に対応した町地域防災計画の作成・修正を行い、その実施を推進する。</p> <p>1 防災会議の構成</p> <p>町防災会議は町長を会長とし、津別町防災会議条例（資料40）第3条第5項の規定により資料1の構成とする。</p> <p>2 運営</p> <p>津別町防災会議条例（昭和39年条例第36号）及び津別町防災会議運営規程（昭和39年規則第56号）の定めるところによる。</p> <div data-bbox="691 863 1397 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料1 津別町防災会議構成図 資料40 津別町防災会議条例 資料41 津別町防災会議運営規定</p> </div> <p>第2 災害対策本部</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>（1）災害警戒本部の設置基準</p> <p>町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>ア 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき。</p> <p>イ 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。</p> <p>ウ 台風や低気圧の接近等で、被害の発生が予想されるとき。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>オ 本町に、震度3の地震が発生したとき。</p> <p>カ 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。</p> <p>キ その他、町長が災害対策連絡室の設置が必要と認めたとき。</p> <p>（2）災害警戒本部の組織及び所掌業務</p> <p>災害警戒本部の組織及び所掌業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="234 1761 1356 1942"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>班名</th> <th>所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務班</td> <td>(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	対策部	班名	所掌業務	総務対策部	総務班	(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。	情報収集班	(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ	<p>第3章 防災組織</p> <p>災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1 町防災会議</p> <p>災害対策基本法第16条に基づき防災会議を設置するとともに、地域特性に対応した町地域防災計画の作成・修正を行い、その実施を推進する。</p> <p>1 防災会議の構成</p> <p>町防災会議は町長を会長とし、津別町防災会議条例（資料40）第3条第5項の規定により資料1の構成とする。</p> <p>2 運営</p> <p>津別町防災会議条例（昭和39年条例第36号）及び津別町防災会議運営規程（昭和39年規則第56号）の定めるところによる。</p> <div data-bbox="1964 863 2671 999" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料1 津別町防災会議構成図 資料40 津別町防災会議条例 資料41 津別町防災会議運営規定</p> </div> <p>第2 災害対策本部</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>（1）災害警戒本部の設置基準</p> <p>町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>ア 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき。</p> <p>イ 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。</p> <p>ウ 台風や低気圧の接近等で、被害の発生が予想されるとき。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>オ 本町に、震度3から4の地震が発生したとき。</p> <p>カ 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。</p> <p>キ その他、町長が災害対策連絡室の設置が必要と認めたとき。</p> <p>（2）災害警戒本部の組織及び所掌業務</p> <p>災害警戒本部の組織及び所掌業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1504 1761 2626 1942"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>班名</th> <th>所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務班</td> <td>(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	対策部	班名	所掌業務	総務対策部	総務班	(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。	情報収集班	(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ	
対策部	班名	所掌業務																
総務対策部	総務班	(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。																
	情報収集班	(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ																
対策部	班名	所掌業務																
総務対策部	総務班	(1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 町長・副町長との連絡調整に関すること。																
	情報収集班	(1) 気象の予報・警報等及び情報の受理伝達に関するこ																

現行（令和2年8月）			修正案（令和6年1月時点）			備考
		と。 (2)災害情報及び被害情報の収集及び集計に関すること。			と。 (2)災害情報及び被害情報の収集及び集計に関すること。	
建設対策部	道路車両班	(1)重要警戒区域の巡視活動に関すること。	建設対策部	道路車両班	(1)重要警戒区域の巡視活動に関すること。	
2 災害対策本部 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2及び津別町災害対策本部条例の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。 (1) 設置 災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。 災害対策本部設置基準			2 災害対策本部 町長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2及び津別町災害対策本部条例の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 (1) 設置 災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。 災害対策本部設置基準			
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 		風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 		
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 		雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 		
火山	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な火山被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される時。 		火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な火山被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される時（噴火警戒レベル4相当以上）。 		
地震	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 		地震	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 		
大事故等			大事故等			
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 航空機が消息を絶ったとき。 		航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害時。 人命の救助救出活動の難航が予想される時。（削除） 		
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 		道路災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 		
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 		危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 		
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 		大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 		

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
	・人命の救助救出活動の難航が予想される時。		・人命の救助救出活動の難航が予想される時。	
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。	林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。	
冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。	大規模停電 災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。	
大規模停電	・大規模で長期間の停電が発生したとき。	冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。	
<p>(2) 名称</p> <p>津別町〇〇〇災害対策本部（以下、この章で「本部」という。）</p> <p>(3) 公表</p> <p>本部を設置したときは、直ちに道及び自衛隊等の防災関係機関に通知するとともに、役場庁舎正面玄関に本部の標識を掲示する。町民及び報道機関に対しては、可能な限り周知するよう努める。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。</p> <p>イ 住民に対する周知</p> <p>本部を設置したときは、サイレン、広報車等により住民に周知する。</p> <p>(4) 廃止</p> <p>予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了した場合に本部を廃止する。</p> <p>(5) 設置場所</p> <p>庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、消防庁舎又は他の公共施設に設置する。</p> <p>(6) 本部の構成（資料2）</p> <p>ア 本部は、津別町災害対策本部条例に基づき本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長には町長、副本部長には副町長、本部員には教育長、課長等が当たる。</p> <p>イ 本部員は、それぞれ定められた部及び班に所属するものとし、事故等の大きさ、被害の範囲などに応じた部及び班編成とする。</p> <p>ウ 本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。</p> <p>エ 各班長は、所属の各係等を指揮し、所掌業務を遂行する。</p>		<p>(2) 名称</p> <p>津別町〇〇〇災害対策本部（以下、この章で「本部」という。）</p> <p>(3) 公表</p> <p>本部を設置したときは、直ちに道及び自衛隊等の防災関係機関に通知するとともに、役場庁舎正面玄関に本部の標識を掲示する。町民及び報道機関に対しては、可能な限り周知するよう努める。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。</p> <p>(削除) 住民に対する周知</p> <p>本部を設置したときは、サイレン、広報車、町ホームページ、登録制メール等により住民に周知する。</p> <p>(4) 廃止</p> <p>予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了した場合に本部を廃止する。</p> <p>(5) 設置場所</p> <p>庁舎内に設置する。</p> <p>また、町は、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、地震による建物の損壊等の理由により、本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎（消防庁舎又は他の公共施設等）を定めるものとする。</p> <p>(6) 本部の構成（資料2）</p> <p>ア 本部は、津別町災害対策本部条例に基づき本部長、副本部長、総務対策本部長、本部員で構成し、本部長には町長、副本部長には副町長、総務対策本部長には防災室長、本部員には教育長、課長等が当たる。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。</p> <p>ウ 各班長は、所属の各係等を指揮し、所掌業務を遂行する。</p>		
<p>資料2 災害対策本部</p> <p>資料42 津別町災害対策本部条例</p> <p>資料43 津別町災害対策本部運営規定</p>		<p>資料2 災害対策本部</p> <p>資料42 津別町災害対策本部条例</p> <p>資料43 津別町災害対策本部運営規定</p>		
<p>第3 運営</p> <p>1 本部員会議</p> <p>(1) 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に</p>		<p>第3 運営</p> <p>1 本部員会議</p> <p>(1) 本部員会議は、本部の職務遂行上重要な事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に</p>		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>招集し、開催する。</p> <p>（2）災害の規模及び態様によって本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。</p> <p>2 本部連絡員 本部連絡員は、本部の各班長とし、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図るよう努める。</p> <p>3 本部の庶務 本部の庶務は、総務対策部総務班が行う。その他本部の運営について必要な事項は本部長が定める。</p> <p>4 本部の業務分担 本部の各部・各班の業務分担は資料3のとおりである。</p> <div data-bbox="691 638 1397 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料3 災害対策本部の業務分担</div> <p>第2節 動員計画 町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害予防対策及び応急対策が速やかにかつ的確に実施できる町職員、消防団員及び防災関連機関関係者の動員体制をとる。</p> <p>第1 配備体制 本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ強力で推進するために非常配備体制をとる。</p> <p>1 配備基準及び方法 （1）別表の非常配備基準に基づき災害の程度に対応し、第1から第3の非常配備体制をとる。 （2）指令は本部長（町長）が行う。ただし、突発的な重大災害の場合には、職員は自主参集する。</p> <p>2 非常配備後の活動 （1）本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を各部長に通知する。 （2）本部長より通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。 （3）本部長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう常に体制の整備に努める。</p> <p>3 非常配備体制下の活動 （1）第1 非常配備 ア 総務対策部長は、本部長の配備指令を受け、各部長に通知する。 イ 総務対策部長は、網走地方气象台、その他関係機関との連絡をとり、気象情報、対策通報等に関係部長に伝達する。 ウ 各部長は、総務対策部長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとる。 エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課等の所在場所で待機する。</p> <p>（2）第2 非常配備 ア 本部の機能を円滑にし、非常配備体制の確立のため、本部員会議を開催する。 イ 各部長は、情報の収集と伝達体制を強化する。 ウ 総務対策部長は、各部長及び防災関係機関等との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報告</p>	<p>招集し、開催する。</p> <p>（2）災害の規模及び態様によって本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。</p> <p>2 本部連絡員 本部連絡員は、本部の各班長とし、本部と各班の情報及び対策遂行上の調整を図るよう努める。</p> <p>3 本部の庶務 本部の庶務は、総務対策部総務班が行う。その他本部の運営について必要な事項は本部長が定める。</p> <p>4 本部の業務分担 本部の各部・各班の業務分担は資料3のとおりである。</p> <div data-bbox="1964 638 2671 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料3 災害対策本部の業務分担</div> <p>第2節 動員計画 町は、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、災害時、災害予防対策及び応急対策が速やかにかつ的確に実施できる町職員、消防団員及び防災関連機関関係者の動員体制のほか、非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員の参集体制を定めるものとする。また緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないため、町長が不在の場合の職務の代行順位を定めるものとする。</p> <p>第1 配備体制 本部は、災害時、応急対策を迅速かつ強力で推進するために非常配備体制をとる。</p> <p>1 配備基準及び方法 （1）別表の非常配備基準に基づき災害の程度に対応し、第1から第3の非常配備体制をとる。 （2）指令は本部長（町長）が行う。ただし、突発的な重大災害の場合には、職員は自主参集する。</p> <p>2 非常配備後の活動 （1）本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を各部長に通知する。 （2）本部長より通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。 （3）本部長は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう常に体制の整備に努める。</p> <p>3 非常配備体制下の活動 （1）第1 非常配備 ア 総務対策本部長は、本部長の配備指令を受け、各部長に通知する。 イ 総務対策本部長は、網走地方气象台、その他関係機関との連絡をとり、気象情報、対策通報等に関係部長に伝達する。 ウ 各部長は、総務対策本部長からの情報や連絡に即応し、情勢に対応する措置をとる。 エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課等の所在場所で待機する。</p> <p>（2）第2 非常配備 ア 本部の機能を円滑にし、非常配備体制の確立のため、本部員会議を開催する。 イ 各部長は、情報の収集と伝達体制を強化する。 ウ 総務対策本部長は、各部長及び防災関係機関等との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報</p>	

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）						備考
<p>する。</p> <p>エ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。</p> <p>（ア）事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせる。</p> <p>（イ）装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現場（被災予想地）に配置する。</p> <p>（ウ）関係部及び関係外部機関との連絡を密にする。</p> <p>（3）第3非常配備</p> <p>各部長はじめ、全職員が災害対策活動に全力を集中する。活動状況を逐次本部長に報告する。</p> <p>4 夜間又は休日等の閉庁時における活動</p> <p>夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が参集し、災害発生後30分間をめどとして主に情報収集、連絡活動を行う。</p>						<p>告する。</p> <p>エ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。</p> <p>（ア）事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせる。</p> <p>（イ）装備、資材、物資、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現場（被災予想地）に配置する。</p> <p>（ウ）関係部及び関係外部機関との連絡を密にする。</p> <p>（3）第3非常配備</p> <p>各部長はじめ、全職員が災害対策活動に全力を集中する。活動状況を逐次本部長に報告する。</p> <p>4 夜間又は休日等の閉庁時における活動</p> <p>夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が参集し、災害発生後30分間をめどとして主に情報収集、連絡活動を行う。</p>						
配備体制と活動内容、人員						配備体制と活動内容、人員						
種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課	種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課	
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき	町長	1 情報連絡のため総務班があた	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務対策部 総務班	第1非常配備	1 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき 2 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき 3 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき	町長	(削除) 情報連絡のため総務班があた	(削除) 情報の収集 (削除) 関係機関との連絡	総務対策部 総務班 情報収集班 建設対策部 道路車両班	
	2 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		2 情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移	総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長 建設対策部長	(削除) 情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ		総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長					

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）						備考
			行できる体制とする。		産業対策部長 文教対策部長 消防部長				円滑に移行できる体制とする。		建設対策部長 産業対策部長 文教対策部長 消防部長	
第2非常配備	1 局地的に災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関等との連絡・連携 3 応急措置の実施	各部長 各班長	第2非常配備	1 局地的に災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	(削除) 情報の収集 (削除) 関係機関等との連絡・連携 (削除) 応急措置の実施	各部長 各班長	
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予測されない重大な被害が発生したとき	町長 又は 自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	本部による災害応急対策活動の実施 1 情報の収集	職員全員	第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予測されない重大な被害が発生したとき	町長 又は 自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	本部による災害応急対策活動の実施 (削除) 情報の収集	職員全員	

	震度4	震度5弱～強	震度6弱以上
配備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備 ※全職員が直後に参集する。
	本部開設		

	震度3から4	震度5弱～強	震度6弱以上
配備体制	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備 ※全職員が直後に参集する。
	災害警戒本部開設	災害対策本部開設	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考								
<p style="text-align: center;">非常配備の担当部等職員の動員方法</p> <p>第一非常配備</p> <p>第二非常配備</p> <p>第三非常配備</p> <p style="text-align: center;">全 本 部 職 員</p> <p>(1) 開庁時には庁内放送により動員 (2) 閉庁時で、突発的で甚大な被害の発生が予想される災害が発生した場合には自主参集する。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集し、情報収集等の初動活動を行う。 (3) 閉庁時で、広域的あるいは甚大な被害の発生が予想される場合は、上図の各班長から各職員へ電話等により連絡・動員</p>	<p style="text-align: center;">非常配備の担当部等職員の動員方法</p> <p>第一非常配備</p> <p>第二非常配備</p> <p>第三非常配備</p> <p style="text-align: center;">全 本 部 職 員</p> <p>(1) 開庁時には庁内放送により動員 (2) 閉庁時で、突発的で甚大な被害の発生が予想される災害が発生した場合には自主参集する。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集し、情報収集等の初動活動を行う。 (3) 閉庁時で、広域的あるいは甚大な被害の発生が予想される場合は、上図の各班長から各職員へ電話等により連絡・動員</p>									
<p>5 決定権限者の代行</p>	<p>5 決定権限者の代行</p>									
<p>決定権限者が事故や不在等の非常時には、次のとおり職務を代行する。</p>	<p>決定権限者が事故や不在等の非常時には、第4章第18節「業務継続計画の策定」の重要6要素の1つとして、決定権限者の代行者を次のとおりに定めるものとする。</p>									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1順位</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第2順位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副町長</td> <td style="text-align: center;">総務課長</td> </tr> </table>	第1順位	第2順位	副町長	総務課長	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1順位</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第2順位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副町長</td> <td style="text-align: center;">防災室長</td> </tr> </table>	第1順位	第2順位	副町長	防災室長	
第1順位	第2順位									
副町長	総務課長									
第1順位	第2順位									
副町長	防災室長									
<p>第3節 気象業務に関する計画</p>	<p>第3節 気象業務に関する計画</p>									
<p>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p>	<p>暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。</p>									
<p>第1 気象業務組織</p>	<p>第1 気象業務組織</p>									
<p>1 予報区と担当官署</p>	<p>1 予報区と担当官署</p>									
<p>(1) 予報区</p>	<p>(1) 予報区</p>									
<p>ア 北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p>	<p>ア 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区に分かれている。</p>									

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>イ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p>（ア）一次細分区域 府県天気予報を気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割した区域</p> <p>（イ）二次細分区域 警報・注意報の発表に用いる区域。</p> <p>（ウ）市町村等をまとめた地域 特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域</p> <p>イ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">津別町の予報区と担当気象官署</p> <table border="1" data-bbox="261 726 1353 955"> <thead> <tr> <th>府県予報区名</th> <th>一次細分区域名</th> <th>市町村等をまとめた地域名</th> <th>二次細分区域名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)</td> <td>網走地方</td> <td>網走南部</td> <td>津別町</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区名	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名	網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走南部	津別町	<p>報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。</p> <p>イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p>（ア）一次細分区域 府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。</p> <p>（イ）二次細分区域 特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。</p> <p>（ウ）市町村等をまとめた地域 (削除) 警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域</p> <p>ウ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">津別町の予報区と担当気象官署</p> <table border="1" data-bbox="1531 726 2623 955"> <thead> <tr> <th>府県予報区名</th> <th>一次細分区域名</th> <th>市町村等をまとめた地域名</th> <th>二次細分区域名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)</td> <td>網走地方</td> <td>網走南部</td> <td>津別町</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区名	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名	網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走南部	津別町	
府県予報区名	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名															
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走南部	津別町															
府県予報区名	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名															
網走・北見・紋別地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走南部	津別町															
<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報</p> <p>警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p> <p>なお、北海道内では、平成26年9月に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。</p> <p style="text-align: center;">特別警報の種類及び基準</p> <table border="1" data-bbox="231 1627 1323 1942"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報</p> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p> <p>なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。</p> <p style="text-align: center;">特別警報の種類及び基準</p> <table border="1" data-bbox="1501 1627 2594 1942"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。									
現象の種類	基準																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																	
現象の種類	概要																	
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																	

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
イ 気象等に関する警報・注意報		※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。		
（ア）気象警報		イ 気象等に関する警報・注意報		
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。	（ア）気象警報		
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
（イ）気象注意報		（イ）気象注意報		
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線 など への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線 等 への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害 など の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水 害 、土砂災害 等 の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生 したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 起こる おそれがあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 低温による農作物等への著しい被害や 、低温のために農作物などに著しい被害が発生 したり 、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生したりする おそれがあるときに発表される。	
ウ 地面現象警報及び注意報		(削除)		
地面現象特別警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報に含めて発表される。	(削除)		
地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。大雨警報に含めて発表される。	(削除)		
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。	(削除)		
エ 浸水警報及び注意報		(削除)		
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。大雨特別警報及び大雨警報に含めて発表される。	(削除)		
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。そ	(削除)		

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考																																																																			
	の原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表される。																																																																						
オ 洪水警報及び注意報		ウ 洪水警報及び注意報																																																																					
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																																																				
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																																				
		※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。																																																																					
(2) 警報基準及び注意報基準		(2) 警報基準及び注意報基準																																																																					
町における警報基準及び注意報基準は、資料13のとおりである。		町における警報基準及び注意報基準は、資料13のとおりである。																																																																					
		資料13 警報基準・注意報基準																																																																					
		(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>行動を促す情報(避難情報等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>命の危険直ちに安全確保！</td> <td>緊急安全確保(必ず発せられるものではない)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">～警戒レベル4までに必ず避難！～</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難指示のタイムズで発令)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難[※]</td> <td>高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認する</td> <td>洪水、大雨、高潮注意報</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table>		警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず発せられるものではない)	～警戒レベル4までに必ず避難！～				4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難指示のタイムズで発令)	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒レベル相当情報</th> <th colspan="4">住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報</th> </tr> <tr> <th colspan="2">洪水に関する情報</th> <th colspan="2">高潮に関する情報</th> </tr> <tr> <th>水位情報がある場合(下段：浸水予測川の洪水の危険度分布)</th> <th>水位情報がない場合(下段：洪水予測の危険度分布)</th> <th>内水氾濫に関する情報</th> <th>土砂災害に関する情報(下段：土砂災害の危険度分布)</th> <th>高潮に関する情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒)</td> <td>大雨特別警報(浸水害)^{※2} (危険度分布：黒)</td> <td></td> <td>大雨特別警報(土砂災害)^{※2} (危険度分布：黒)</td> <td>高潮氾濫発生情報^{※3}</td> </tr> <tr> <td>4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫)</td> <td>内水氾濫危険情報 (水位超過が水浸において発生する情報)</td> <td>土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫)</td> <td>高潮特別警報^{※4} 高潮警報^{※4}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤)</td> <td>洪水警報 (警戒)</td> <td>大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤)</td> <td>高潮警報に切り替える可能性に及ぶ高潮注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄)</td> <td></td> <td>危険度分布：黄(注意)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1相当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		警戒レベル相当情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報				洪水に関する情報		高潮に関する情報		水位情報がある場合(下段：浸水予測川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合(下段：洪水予測の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報(下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒)	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} (危険度分布：黒)		大雨特別警報(土砂災害) ^{※2} (危険度分布：黒)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫)	内水氾濫危険情報 (水位超過が水浸において発生する情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}		3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤)	洪水警報 (警戒)	大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤)	高潮警報に切り替える可能性に及ぶ高潮注意報		2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄)		危険度分布：黄(注意)			1相当					
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)																																																																				
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず発せられるものではない)																																																																				
～警戒レベル4までに必ず避難！～																																																																							
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難指示のタイムズで発令)																																																																				
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難																																																																				
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報																																																																				
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報																																																																				
警戒レベル相当情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報																																																																						
	洪水に関する情報		高潮に関する情報																																																																				
水位情報がある場合(下段：浸水予測川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合(下段：洪水予測の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報(下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報																																																																			
5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒)	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} (危険度分布：黒)		大雨特別警報(土砂災害) ^{※2} (危険度分布：黒)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}																																																																			
4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫)	内水氾濫危険情報 (水位超過が水浸において発生する情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}																																																																				
3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤)	洪水警報 (警戒)	大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤)	高潮警報に切り替える可能性に及ぶ高潮注意報																																																																				
2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄)		危険度分布：黄(注意)																																																																					
1相当																																																																							
<p>市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や白波の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。</p>		<p>上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し、関係機関からプッシュ型で提供される情報)</p> <p>下段細字：常時、地図上で色表示などにより、状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)</p>																																																																					
<p>※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難</p>		<p>※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。</p> <p>※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。</p> <p>※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。</p> <p>※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。</p> <p>注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。</p>																																																																					
		(4) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達																																																																					
		伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、網走地方気象台が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。																																																																					
		なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。																																																																					
		※周知の措置：広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等																																																																					

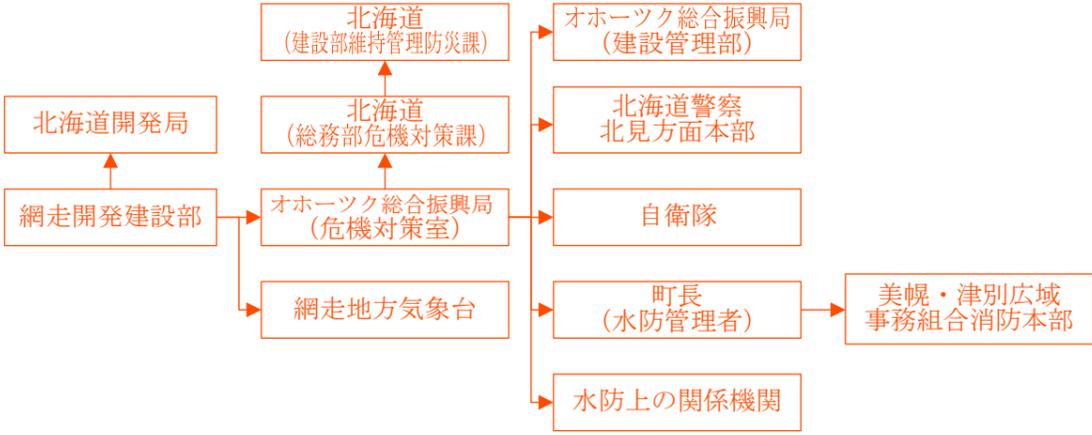
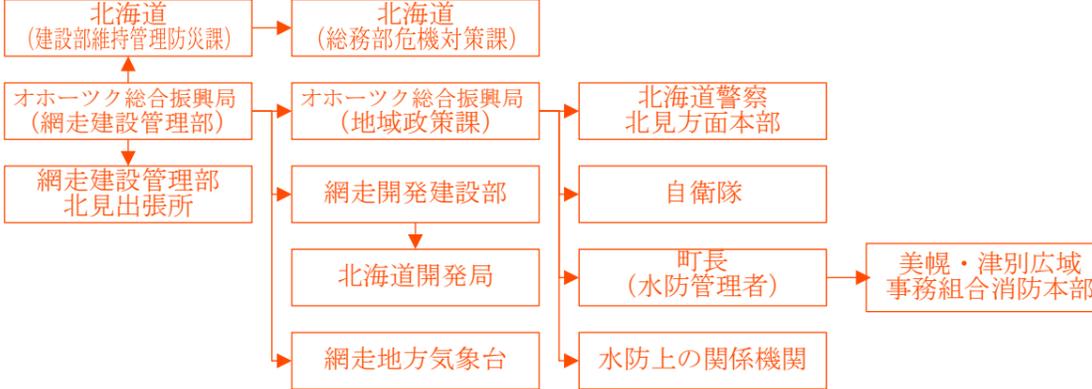
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考				
	<p>※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 (太線) は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 は、放送・無線 は、放送・無線 ・緊急速報メールは、「気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される</p> <p>2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p style="text-align: center;">キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1478 1711 2626 1953"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
種類	概要					
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。					

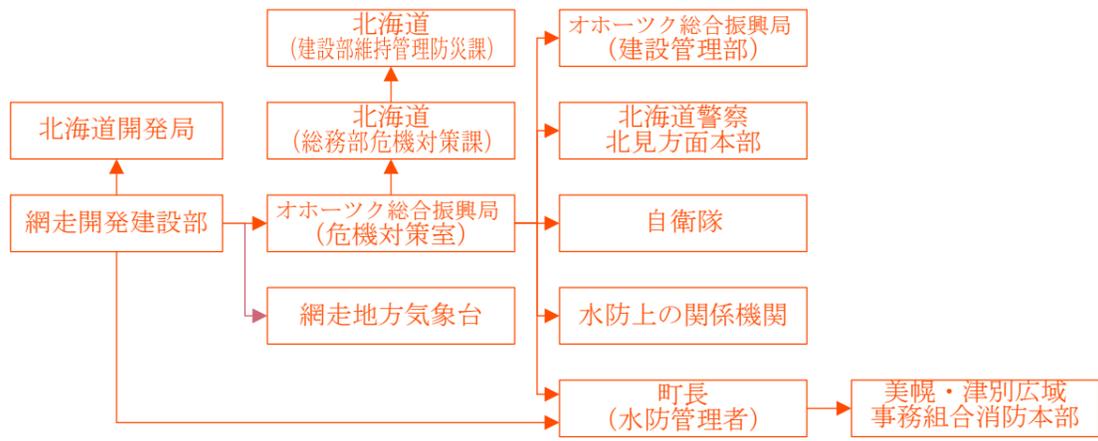
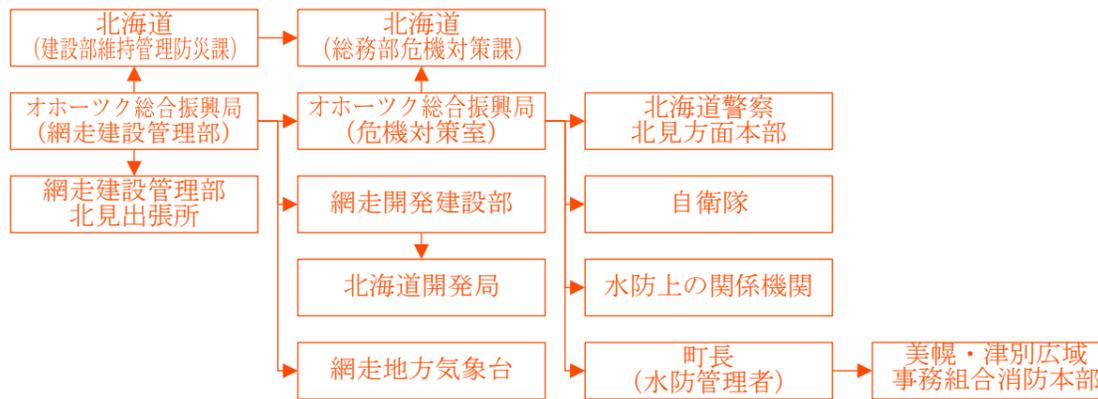
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）		備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
	流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	
<p>（5）土砂災害警戒情報</p> <p>オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p>	<p>3 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局と網走地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>伝達は次の系統により行う。</p>		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考												
	<p>4 指定河川洪水予報</p> <p>河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p>また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切り替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</p> <p>(1) 洪水予報河川及び担当</p> <table border="1" data-bbox="1537 1577 2626 1644"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走川</td> <td>網走川、美幌川</td> <td>網走地方气象台、網走開発建設部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1507 1732 2626 1946"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当	網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台、網走開発建設部	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
水系名	河川名	担当												
網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台、網走開発建設部												
種類	標題	概要												
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。												

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）		備考								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1694 189 1893 457">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="1893 189 2626 457"> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 457 1893 703">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="1893 457 2626 703"> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 703 1893 913">洪水注意報</td> <td data-bbox="1893 703 2626 913"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1694 703 1893 913">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="1893 703 2626 913"> <p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	洪水注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1694 703 1893 913">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="1893 703 2626 913"> <p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> </table>	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	
氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>										
氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>										
洪水注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1694 703 1893 913">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="1893 703 2626 913"> <p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> </table>	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>								
氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>										

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
	<p>(3) 伝達 網走開発建設部と網走地方気象台等が共同で発表する場合 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)</p> <p>※注) （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先 は、放送・無線 NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
	<p>5 水防警報（水防法第16条）</p> <p>（1）国土交通大臣が行う水防警報</p> <p>水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。</p>  <pre> graph TD A[国土交通大臣] --> B[北海道開発局] B --> C[北海道(建設部維持管理防災課)] B --> D[北海道(総務部危機対策課)] C --> E[オホーツク総合振興局(建設管理部)] D --> F[北海道警察 北見方面本部] D --> G[自衛隊] D --> H[町長(水防管理者)] D --> I[水防上の関係機関] E --> J[網走開発建設部] E --> K[オホーツク総合振興局(危機対策室)] K --> L[網走地方気象台] H --> M[美幌・津別広域事務組合消防本部] </pre> <p>（2）知事が行う水防警報</p> <p>水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統によって行う。</p>  <pre> graph TD A[北海道(建設部維持管理防災課)] --> B[北海道(総務部危機対策課)] A --> C[オホーツク総合振興局(網走建設管理部)] B --> D[北海道警察 北見方面本部] B --> E[自衛隊] B --> F[町長(水防管理者)] B --> G[水防上の関係機関] C --> H[オホーツク総合振興局(地域政策課)] C --> I[網走開発建設部] C --> J[北海道開発局] C --> K[網走建設管理部 北見出張所] H --> L[網走地方気象台] F --> M[美幌・津別広域事務組合消防本部] </pre>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(4) 気象情報等</p> <p>ア 府県気象情報（網走・北見・紋別地方気象情報） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p>	<p>6 水位情報の通知</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知 水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。</p>  <p>(2) 知事が行う水位情報の通知 水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。</p>  <p>8 気象情報等</p> <p>(1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走・北見・紋別地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(2) 府県気象情報（網走・北見・紋別地方気象情報） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>(3) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考								
<p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>網走・北見・紋別地方で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量90mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>（5）警報の危険度分布等</p> <p>大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="231 1129 1359 1938"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<p>（4）記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p>土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land 浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund 洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</p> <p>（5）竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ （北海道地域防災計画に準拠し削除） （北海道地域防災計画に準拠し削除） （北海道地域防災計画に準拠し削除）</p>	
種類	概要									
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。									
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。									
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。									

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）	備考																																				
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水発生の危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																																						
<p>（6）網走川洪水予報</p> <p>河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。網走川については、網走開発建設部と網走地方気象台が共同で次表の標題により発表する。なお、基準水位については35ページに記載の「網走川洪水予報の基準水位表」を参照のこと。</p> <p>洪水予報の種類、水位危険度、水位名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水位危険度</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>水位の名称</th> <th>発表する情報（予報文の標題）</th> <th>発表基準</th> <th>町・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>洪水警報</td> <td>はん濫危険水位</td> <td>〇〇川 氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> <td>住民の避難完了</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>洪水警報</td> <td>はん濫危険水位</td> <td>〇〇川 氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断 </td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>洪水警報</td> <td>避難判断水位</td> <td>〇〇川 氾濫警戒情報</td> <td>避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断 </td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意水位</td> <td>〇〇川 氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき</td> <td>水防団出動</td> </tr> <tr> <td>レベル</td> <td>（発</td> <td>水防団待</td> <td>（発表</td> <td></td> <td>水防団待機</td> </tr> </tbody> </table>		水位危険度	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動	レベル5	洪水警報	はん濫危険水位	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	住民の避難完了	レベル4	洪水警報	はん濫危険水位	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断 	レベル3	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断 	レベル2	洪水注意報	はん濫注意水位	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動	レベル	（発	水防団待	（発表		水防団待機	<p>（北海道地域防災計画に準拠し削除）</p> <p>（北海道地域防災計画に準拠し削除）</p> <p>（北海道地域防災計画に準拠し削除）</p>	
水位危険度	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動																																		
レベル5	洪水警報	はん濫危険水位	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	住民の避難完了																																		
レベル4	洪水警報	はん濫危険水位	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断 																																		
レベル3	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 町は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断 																																		
レベル2	洪水注意報	はん濫注意水位	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動																																		
レベル	（発	水防団待	（発表		水防団待機																																		

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）				備考
1	表なし)	機水位	なし)							
基準水位表										
所管事務所	観測所名	水系名	河川名	観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	
網走開発建設部	津別	網走川	網走川	網走郡津別町字最上	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29	
網走開発建設部	本岐	網走川	網走川	網走郡津別町字本岐	119.44	120.08	-	120.78	-	
北海道オホーツク総合振興局	津別川	網走川	津別川	網走郡津別町字豊永	95.79	96.32	-	96.91	-	
2 水防活動用気象注意報・警報水防 (1) 水防活動に用いる気象注意報・警報は下記欄による気象注意報・警報により代行する。 水防活動に用いられる予報及び警報の種類及び発表機関等										
区分	種類	発表機関	摘要							
気象予警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	網走地方气象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える							
洪水予報 〔水防法第10条第2項〕 〔気象業務法 第14条の2第2項〕	注意報・警報・情報	網走開発建設部 網走地方气象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報							
〔水防警報 (法第16条)〕	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表							
(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報										

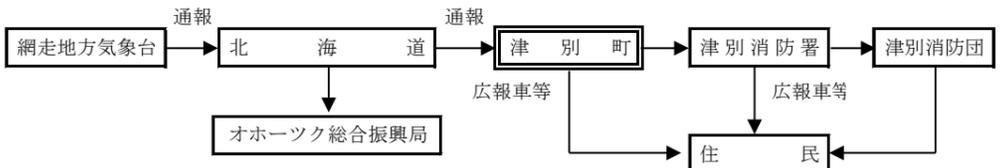
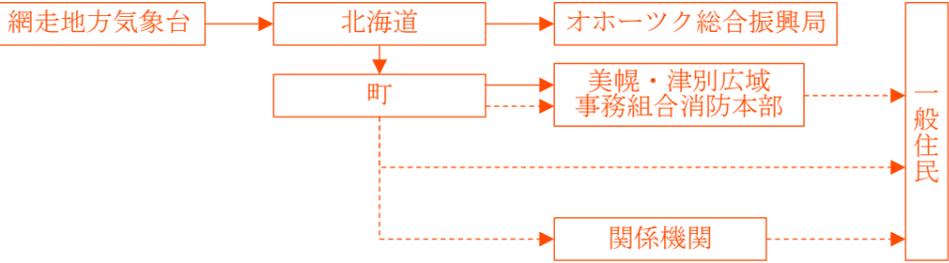
(北海道地域防災計画に準拠し削除)

(北海道地域防災計画に準拠し削除)

(北海道地域防災計画に準拠し削除)

(北海道地域防災計画に準拠し削除)

(北海道地域防災計画に準拠し削除)

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																							
<p style="text-align: center;">水防活動の利用に適合する警報・注意報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水防活動の利用に適合する警報・注意報</th> <th style="width: 20%;">一般の利用に適合する警報・注意報</th> <th style="width: 60%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報 又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 火災気象通報</p> <p>消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに網走地方気象台が道知事に対して通報し、道を通じて町に伝達される。</p> <p>(1) 火災気象通報の伝達</p> <p>火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。</p>  <p style="text-align: center;">火災気象通報の伝達系統</p> <p>(2) 通報基準</p> <p>火災気象通報基準は次の表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">発表官署</th> <th style="width: 90%;">通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走</td> <td>実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準	水防活動用 気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	発表官署	通報基準	網走	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。	<p style="text-align: center;">(北海道地域防災計画に準拠し削除)</p> <p>7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）</p> <p>網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。</p> <p>なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 伝達</p> <p>火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。</p>  <p style="text-align: center;">-----▶ は町長が火災に関する警報を発した場合</p> <p>(2) 通報基準</p> <p>火災気象通報基準は次の表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">発表官署</th> <th style="width: 90%;">通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走</td> <td>実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table>	発表官署	通報基準	網走	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。	
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準																							
水防活動用 気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき																							
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																							
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																							
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																							
発表官署	通報基準																								
網走	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。																								
発表官署	通報基準																								
網走	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。																								
<p>4 火山情報</p>	<p>9 火山情報</p>																								

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																																													
<p>噴火警報・噴火予報の火山防災情報の伝達は、雌阿寒岳火山防災計画第5章「火山情報」とおりとする。</p> <p>5 地震に関する警報等及び情報等</p> <p>(1) 地震動警報・予報の種類及び内容</p> <table border="1" data-bbox="231 367 1359 772"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">緊急地震速報（警報） 又は 緊急地震速報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表する緊急地震速報</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。</p> <p>(2) 町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称</p> <table border="1" data-bbox="231 1312 1359 1491"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>予報区域の名称</th> <th>区域の名称</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道道東</td> <td>網走地方</td> <td>網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="231 1537 1359 1942"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表名称	内容等	地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は 緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報。	地震動警報	なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表する緊急地震速報	都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名	北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	<p>噴火警報・噴火予報の火山防災情報の伝達は、雌阿寒岳火山防災計画第5章「火山情報」とおりとする。</p> <p>10 地震に関する警報等及び情報等</p> <p>(1) 緊急地震速報</p> <p>ア 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</p> <p>イ 緊急地震速報の伝達</p> <p>緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。</p> <p>また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。</p> <p>気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達される。</p> <p>町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を、登録制メール等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(2) 町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称</p> <table border="1" data-bbox="1507 1312 2635 1491"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>予報区域の名称</th> <th>区域の名称</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道道東</td> <td>網走地方</td> <td>網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1507 1537 2635 1942"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名	北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
種類	発表名称	内容等																																													
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は 緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報。																																													
地震動警報		なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。																																													
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに発表する緊急地震速報																																													
都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名																																												
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]																																												
地震情報の種類	発表基準	内容																																													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																																													
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																																													
都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名																																												
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、網走郡 [美幌町、津別町、大空町]、斜里郡 [斜里町、清里町、小清水町]																																												
地震情報の種類	発表基準	内容																																													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																																													
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																													

現行（令和2年8月）			修正案（令和6年1月時点）			備考
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	
			長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）		備考															
		発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)																
資料13 警報基準・注意報基準	資料13 警報基準・注意報基準																	
	<p>（4）地震活動に関する解説資料等</p> <p>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び網走地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料</p> <table border="1" data-bbox="1507 508 2626 1291"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料（速報版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料（詳細版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震活動図</td> <td>・定期（毎月初旬）</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期（毎週金曜）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	週間地震概況	・定期（毎週金曜）		
解説資料等の種類	発表基準	内容																
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。																
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。																
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																
週間地震概況	・定期（毎週金曜）																	
	<p>第3 異常現象を発見した者の措置等</p> <p>1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。</p> <p>2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）</p> <p>異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。</p> <p>3 町長の通報（基本法第54条第4項）</p> <p>異常現象に関する通報を受けた町長は、網走地方気象台に通報しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1632 1696 2463 1789"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走地方気象台 網走市台町2-1-6</td> <td>(0152) 43-4348（観測予報） 43-4349（防災）</td> </tr> </tbody> </table>			電話番号	網走地方気象台 網走市台町2-1-6	(0152) 43-4348（観測予報） 43-4349（防災）												
	電話番号																	
網走地方気象台 網走市台町2-1-6	(0152) 43-4348（観測予報） 43-4349（防災）																	
<p>第3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法</p> <p>1 伝達系統図</p> <p>伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。道からの通知を受けた町は、直ちに住民及び所在の</p>	<p>第4 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法</p> <p>（気象情報ごとに記載するため削除）</p> <p>（気象情報ごとに記載するため削除）</p>																	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。</p> <p>※ 周知の措置：広報車巡回、登録制メール、自治会、消防団等による伝達等</p> <p>※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先（気象業務法第15条第1項）。</p> <p>太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達。</p> <p>気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図</p>	<p>(気象情報ごとに記載するため削除)</p> <p>(気象情報ごとに記載するため削除)</p>																	
<p>2 伝達責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達先</th> <th>伝達責任者</th> <th>伝達方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁内各対策本</td> <td>総務対策部長（総務班長）</td> <td>口頭・庁内放送</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考	庁内各対策本	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送		<p>1 伝達責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達先</th> <th>伝達責任者</th> <th>伝達方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁内各対策本</td> <td>総務対策部長（総務班長）</td> <td>口頭・庁内放送</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考	庁内各対策本	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送		
伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考															
庁内各対策本	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送																
伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考															
庁内各対策本	総務対策部長（総務班長）	口頭・庁内放送																

現行（令和2年8月）				修正案（令和6年1月時点）				備考
部				部				
防災関係機関	〃	電話・口頭		防災関係機関	〃	電話・口頭		
津別消防署	〃	〃		津別消防署	〃	〃		
各自治会	住民・財政対策部長（住民環境班長）	〃		各自治会	住民・財政対策部長（住民環境班長）	〃		
各学校	文教対策部長（学校教育班長）	〃		各学校	文教対策部長（学校教育班長）	〃		
社会教育施設	文教対策部長（社会教育班長）	〃		社会教育施設	文教対策部長（社会教育班長）	〃		
認定子ども園	保健福祉対策部長（保険福祉班長）	〃		認定子ども園	保健福祉対策部長（保険福祉班長）	〃		
福祉施設	〃	〃		福祉施設	〃	〃		
3 関係機関等の連絡先				2 関係機関等の連絡先				
関係機関名	連絡先の代表者	所在地	電話番号	関係機関名	連絡先の代表者	所在地	電話番号	
網走開発建設部	部長	網走市新町2丁目6番1号	0152-44-6171	網走開発建設部	部長	網走市新町2丁目6番1号	0152-44-6171	
陸上自衛隊美幌駐屯地	司令	美幌町字田中	0152-73-2114	陸上自衛隊美幌駐屯地 第6即応機動連隊	司令	美幌町字田中	0152-73-2114	
網走南部森林管理署津別事務所	所長	津別町字柏町	0152-76-2135	網走南部森林管理署 津別森林事務所	所長	津別町字柏町21-14	0152-76-3209	
オホーツク総合振興局網走建設管理部	副局長	網走市北7条西3丁目	0152-44-0702	オホーツク総合振興局網走建設管理部	副局長	網走市北7条西3丁目	0152-44-0702	
オホーツク総合振興局 東部森林室	室長	北見市青葉町6番10号	0157-24-6276	オホーツク総合振興局 東部森林室	室長	北見市青葉町2番10号	0157-24-6276	
北見保健所	所長	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	北見保健所	所長	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	
美幌警察署津別駐在所	所長	津別町字旭町	0152-76-2610	北見方面美幌警察署	署長	美幌町字大通南1丁目19番地	0152-72-0110	
日本郵便株式会社津別郵便局	局長	津別町字新町	0152-76-2460	美幌警察署津別交番	所長	津別町字旭町7番地	0152-76-2610	
日本郵便株式会社本岐郵便局	局長	津別町字本岐	0152-77-2200	日本郵便株式会社津別郵便局	局長	津別町字新町15番地4	0152-76-2460	
日本郵便株式会社相生郵便局	局長	津別町字相生	0152-78-2200	日本郵便株式会社本岐郵便局	局長	津別町字本岐75番地1	0152-77-2200	
北海道電力株式会社北見支店	支店長	北見市北8条東1丁目2番地1	0157-26-1114	日本郵便株式会社北見相生郵便局	局長	津別町字相生110番地8	0152-78-2200	
津別町農業協同組合	組合長	津別町字大通	0152-76-3322	北海道電力ネットワーク株式会社北見支店	支店長	北見市北8条東1丁目2番地1	0157-26-1114	
津別町商工会	会長	津別町字本町	0152-76-2191	津別町農業協同組合	組合長	津別町字大通30番地1	0152-76-3322	
津別町社会福祉協議会	会長	津別町役場施設内	0152-76-1161	津別町商工会	会長	津別町字本町83番地	0152-76-2191	
北見広域森林組合津別事業所	所長	津別町字共和	0152-76-2055	津別町社会福祉協議会	会長	津別町役場施設内	0152-76-1161	
津別地区林業協同組合	理事長	津別町字1条通	0152-76-2274	北見広域森林組合津別事業所	所長	津別町字共和112番地	0152-76-2055	
				津別地区林業協同組合	理事長	津別町字1条通5番地	0152-76-2274	